

会議録（公開用）

附属機関又は 会議体の名称		第5回 豊島区景観審議会
事務局（担当課）		都市整備部 都市計画課
開催日時		平成29年12月20日（水） 午後5時00分～7時00分
開催場所		第1委員会室（本庁舎9階）
会議次第		<p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>報告1 豊島区景観計画一部改定（原案）について（景観重要公共施設の指定）</p> <p>報告2 豊島区景観計画一部改定（原案）について（景観形成特別地区の指定）</p> <p>報告3 豊島区景観形成ガイドライン屋外広告物編の策定について</p> <p>3. 閉会</p>
公開の 可否	会議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	（学識経験者） 後藤 春彦（早稲田大学大学院創造理工学研究科教授）・志村 秀明（芝浦工業大学工学部建築学科教授）・杉山 朗子（株式会社日本カラーデザイン研究所景観事業部長）・鈴木 立也（株式会社デザインステージ代表取締役） （関係団体） 平井 憲太郎（豊島区観光協会副会長）小松原 芳彦（豊島区建設業協会会長）・小山 清弘（東京都建築士事務所協会豊島支部副支部長）・濱 隆雄（公益財団法人東京屋外広告協会委員会委員） （区議会議員） 芳賀 竜朗・西山 陽介・垣内 信行・村上 典子・星京子・小林 弘明 （区 民） 市橋 由美子・磯田 暉子 （区 職 員） 宿本 尚吾（副区長）
	幹事	都市計画課長・都市整備部長・地域まちづくり担当部長・土木担当部長
	事務局	事務局・都市計画課都市計画グループ
欠席者	委員	篠沢 健太（工学院大学建築学部まちづくり学科教授）・荒井 歩（東京農業大学地球環境科学部造園科学科准教授）・佐藤 清（豊島区町会連合会副会長）・足立 勲（豊島区商店街連合会長）
	幹事	文化商工部長
傍聴人数		0名

審議経過

1. 開会

(事務局)

- ・定刻となりました。
- ・議事進行は会長にお願いします。

(会長)

- ・それでは、第5回豊島区景観審議会を開催します。
- ・議事日程にしたがって進行します。
- ・委員の出欠について、事務局より報告をお願いします。

(事務局)

- ・本日は篠沢委員、荒井委員、佐藤委員、足立委員より欠席の連絡を頂いている。委員の半数以上が出席し、豊島区景観条例施行規則第35条第2項に規定する定足数を満たしている。

(会長)

- ・本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議事の説明

(会長)

- ・本日の傍聴希望について、事務局より報告をお願いします。

(事務局)

- ・本日、傍聴希望者はありません。

(会長)

- ・それでは、議事に入る。
- ・事務局より、資料の確認と続けて報告1、報告2の説明をお願いします。

(事務局)

配布資料の確認

2. 議事

報告1 豊島区景観計画一部改定（原案）について（景観重要公共施設の指定）

(都市計画課長)

報告資料1-1、1-2、1-3、参考資料1-1、報告資料2-1、2-2、2-3、参考資料2-1について説明

(会長)

- ・報告1、報告2についてご説明いただいた。まず、報告1について意見・質問等はあるか。

(委員)

- ・大門ケヤキ並木道が景観重要公共施設に指定されることに対して異論はない。
- ・大門ケヤキ並木道沿道のケヤキについて、現在の樹齢からして、どの程度の寿命があるものなのか。

(都市計画課長)

- ・大門ケヤキ並木道沿道のケヤキの内、4本が東京都の天然記念物に指定されたものとなる。その4本のケヤキについては、すでに樹齢400年を超えるものも存在する。その他のケヤキについては、植え替えられたもので樹齢はもっと若くなる。保存等の環境にもよるが、東京都の天然記念物に指定されているケヤキと同様に、今後、数百年の寿命を持つものと考えている。

(委員)

- ・ケヤキは半永久的にその土地に残るものと考えて良いのか。

(土木担当部長)

- ・ケヤキの寿命は半永久的とは言えない。東京都の天然記念物に指定されているケヤキも、現在は幹の半分で生きている状態であるが、中心部分の腐食は進んでいないため維持されている。もし、今後ある程度まで腐食が進んだ場合には、樹木医の診断の元、倒木の危険性等から伐採が必要となる。まだ、沿道のケヤキの生育状態は健康であるが、今後具合が悪くなった場合には、倒木の危険性を考慮し、伐採等の対応を判断しなければいけない。

(委員)

- ・大門ケヤキ並木道沿道が景観形成重要公共施設に指定されることにより、沿道のケヤキの保全はより手厚いものになるのか。

(都市計画課長)

- ・東京都の天然記念物のケヤキについては、定期的な樹木医の診断により管理が行なわれている。しかし、それ以外のケヤキについては、これまでそのような管理が行なわれてこなかった。今回の景観形成重要公共施設への指定を契機として、東京都に準じた形で、ケヤキの管理手法を検討したい。

(委員)

- ・景観形成重要公共施設にグリーン大通りが指定されている。景観法に基づき、一部の地域から始めて、徐々に周辺まで範囲を広げ、面的な取組みを進めていくのが、地域の特性を生かした景観まちづくりの流れだと考えている。グリーン大通りを景観形成重要公共施設に指定した場合、道路に面したオープンカフェなどの取組みを推進していくためには、道路交通法などとの兼ね合いが生じると思う。豊島区でそのような方針を打ち出す際には、警察側との調整が必要になるのか。

(都市計画課長)

- ・グリーン大通りについては、人々の賑わいが特徴的な景観であると捉えている。また、グリーン大通りは国家戦略特区の道路占用事業の認可を取得しており、認可を受けていないその他の道路と比べて、オープンカフェやマルシェ等の設置が行いやすくなっている。

(委員)

- ・事前に警察等との協議を行ってから、景観計画において、区の方針として掲載できるという流れになるのか。

(都市計画課長)

- ・グリーン大通りで国家戦略特区の道路占用事業の認可を取得したのが平成28年4月、豊島区景観計画を策定したのが平成28年3月であり、記載内容については、警察等、関連する機関と協議の上、整合を図っている。

(委員)

- ・占用許可等の基準について、「公共性のあるもの以外は占用できない」とあるが、基準の運用にあたっては、区が判断・管理を行なうのか。

(都市計画課長)

- ・景観法では、景観重要公共施設に指定し、占用許可等の基準を設けられた内容については遵守しなければいけないとされている。公園緑地課や道路整備課、土木管理課が関係

してくるものであり、その管理方法については関係課とも十分に協議し、地域にも周知を図った上で、適切な管理を行なっていく。

(委員)

- ・地域住民の方々の考え方をきちんと反映していくことが必要だと思う。各工作物が地域の方々にとって必要性のあるものかどうかを判断すること、すなわち、公共性があるかどうかを適切に判断することは難しいのではないかと懸念している。

(都市計画課長)

- ・下水や上水などのインフラ、道路標識や電柱、アーチ、自治会の掲示板などは公共性のあるものとし、占有できるとしている。公共性の有無について、判断に迷うものについては、その都度協議させていただきたいと考える。

(委員)

- ・地域の方々にとって、必要なものや重要なものがそれぞれあると思うので、地域の声を受け止めながら判断していただきたい。

(会長)

- ・占有許可等の基準について、既存不適格にあたるものは存在するのか。

(都市計画課長)

- ・大門ケヤキ並木沿道の景観重要公共施設への指定にあたって、現場の調査を行っている。現在、既存不適格にあたるものは存在しない。

(委員)

- ・ケヤキという名称は日本名なのか。

(土木担当部長)

- ・ケヤキは元々、山地の湿気のある地域に自生する樹であり、徳川時代に屋敷林等に奨励された経緯から、平野にも多く植えられるようになった樹木である。非常に硬く、主に建築材として有効な材料とされた。おそらく、後々に神社の建築材として使用する目的もあり、日本においては、神社等の参道の並木として多く植えられているのだと思う。

(委員)

- ・大門ケヤキ並木沿道の表記について、ケヤキをカタカナ表記としているが、大門櫨並木保存会では漢字表記となっている。カタカナ表記で問題はないのか。

(都市計画課長)

- ・今年度、雑司が谷地域において景観まちづくりワークショップを行っており、その場には大門櫨並木保存会の方も参加されていた。ワークショップ内でケヤキは漢字表記の方が良いといった意見はなく、地域の方々にもカタカナ表記で許容されているものと考ええる。

(委員)

- ・ケヤキはカタカナ表記で問題ないということによろしいか。

(委員)

- ・大門ケヤキ並木沿道のケヤキについて、今年、樹齢 350 年のケヤキが伐採されている。伐採されたケヤキは幹の 3 分の 2 程度が腐った状態であり、倒木の危険性がとても高い状態であった。
- ・沿道の裏側のケヤキも 1 本伐採されており、そちらは、樹の表面に病原菌が付着したため、周辺の樹木に被害を拡げないように切る必要があった。

(土木担当部長)

- ・腐朽菌という樹を腐らせる菌が存在する。腐朽菌が樹の根元近くの傷ついた部分から入り込むと根元から腐ってしまう。雑司ヶ谷霊園では、この 10 年程度で、太いケヤキが何本か枯れている。それも、墓石などに当たった部分が傷つき、そこから病原菌が入ってきたことが原因である。特効薬は存在しないため、安全性を考慮すると伐採しなければいけない場合もある。

(委員)

- ・大門ケヤキ並木沿道の樹齢 400 年を超える 4 本のケヤキは守っていただきたい。

(都市計画課長)

- ・天然記念物に指定されている 4 本のケヤキについては、樹木医が定期的に検診している。
- ・委員よりご指摘のあった、ケヤキの表記については、過去の経緯を確認し、検討する。

(委員)

- ・大門櫛並木保存会の方々が漢字を使用している理由があるのではないかと思うので、ぜひ検討いただきたい。

(会長)

- ・この後、パブリックコメントを経て、3月の景観審議会で諮問となる。

報告 2 豊島区景観計画の一部改定（原案）について（景観形成特別地区の指定）

(会長)

- ・報告 2 について意見・質問等はあるか。

(委員)

- ・雑司が谷地域の真ん中に環状 5 の 1 号線が通ることで、地域が分断されており、地域の統一性を保てるのか懸念している。また、環 5 の 1・補助 81 号線沿道エリアは「池袋副都心を望む開放的な眺望と、地域の中心を走る都電を軸とした潤いある街並み」とあり、今後、地上部分が整備され、街並みが大きく変わっていくエリアとして、雑司が谷地域全体の景観形成においても大きなポイントとなると考える。本エリアに対して、どういった考えを持っているのか詳しくご説明いただきたい。

(都市計画課長)

- ・広幅員の道路が地域の真ん中を通ることになり、規制等を何も行なわないままでは、地域の調和を保つことはできないと考えている。そのため、環 5 の 1 沿道に対しては、地区計画により、建物の高さの制限をかけている。その上で、景観形成特別地区の指定にあたっては、その他の地域とは異なる形でエリア分けを行ない、景観を誘導していくことを考えている。

(委員)

- ・届出対象の規模を上げるとのことだが、上げることで規制が厳しくなるという認識で良いのか。

(都市計画課長)

- ・届出対象規模については、こちらの規模の範囲内の建築物の建築等に対して、区に届出が必要となり、その際に景観形成基準に適合しているのかを区で審査することが可能となる。地域の景観の方針に対して、事業者の方にご理解いただき、ご協力いただいくものであり、届出対象規模を上げることで、協議を行なえる対象がより増えるものと考えている。

(委員)

- ・あくまで景観を一緒につくっていくとのスタンスであると理解した。今後、環 5 の 1 がどのようにつくられていくのかが、雑司が谷の景観のキーポイントになると思うので、注視していく必要がある。

(会長)

- ・届出対象規模の拡大については、より厳しくなるというより、よりきめ細やかにしていくというイメージが正しいと考える。
- ・環 5 の 1 の景観形成のイメージについて、委員から何かご意見はあるか。

(委員)

- ・背景にある大鳥神社や雑司ヶ谷霊園、環 5 の 1 の周辺にあるポケットパークなど今ある良いものを生かす、あるいは、参考にしていくようアドバイスしていきたいと考えてい

る。

(会長)

- ・環5の1・補助81号線沿道エリアは「池袋副都心を望む開放的な眺望と、地域の中心を走る都電を軸とした潤いある街並み」とあるが、デザイン協議する際にもう少し表現に工夫が必要と感じるか。

(委員)

- ・もう少し文言が追加されても良いと思う。

(会長)

- ・背後の緑との関係性など、デザインを協議・調整する際のキーワードがもう少し書かれると良いと思う。

(委員)

- ・地形が非常に面白く、背後の雑司が谷の地域性が見え隠れするような風景が存在している。背後の寺社への視線の通りや商店街の入口、旧道との交差を意識するなど、部分的な良い点がもう少し記載されると良いと思う。
- ・雑司が谷地域のバックグラウンドを新たにできる通りの景観形成にどう生かしていくのが書き込まれると良いと思う。

(会長)

- ・人工的にまちが切り開かれる中で、三角形の敷地など使い勝手の悪い土地が出てくると、その土地が街並みと調和しにくいものになることをイメージするが、一方で、そういった土地が奥を感じさせる仕掛けとなると、他の地域にはない魅力になるのではないかと感じている。背後のまちと新たに開かれた広幅員道路との関係性を示唆する一文が加えられると対話の道具立てになると思う。

(委員)

- ・伝統や趣のある雑司が谷らしい景観を形成していくとする一方で、新たに都市計画道路が整備される。具体的な規制の手法はどうなっているのか知りたい。

(都市計画課長)

- ・今後、地域の方々の意見を伺い、景観計画の改定を行ないたいと考えている。改定内容について広く周知し、雑司が谷地域の景観形成の考え方を周知したいと考えている。また、その考え方に基づき、地域にふさわしい建築物を建ててもらえるように事業者等と協議していくものである。

(委員)

- ・例えば屋外広告物について、雑司が谷らしい広告物が望まれるとあるが、広告は現代にマッチしなければならない面もあると思う。それを規制することが可能なのか。

(会長)

- ・報告資料2-2が景観計画の改定にあたって、実際に本文に記載される内容である。資料中に景観形成基準という項目があり、環5の1・補助81号線沿道エリアについても、建物を建てる際などに対応すべき内容がより丁寧に記載されている。
- ・景観形成基準を基に届出対象規模に該当する建築物等に対して、きめ細やかに対応していく考えである。

(委員)

- ・届出対象に該当するものは新築に限られているのか。

(都市計画課長)

- ・外壁の改修工事も対象になる。

(委員)

- ・雑司が谷地域景観形成特別地区の雑司が谷地域住宅地エリアにおける届出対象規模を「高さ10m以上又は延べ面積300㎡以上」にするとのことであるが、その規模だとほとんどのビルが規制対象となると思う。外壁の改修工事を対象行為に義務付ける内容はどこに

記載されているのか。

(都市計画課長)

- ・景観計画のP111に「対象行為」が記載されており、「建築物の建築等」として「建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することになる修繕もしくは模様替または色彩の変更」が届出の対象となることが記されている。

(委員)

- ・外壁の改修工事が届出対象になることは、基本的に周知されていないように思う。周知がされていなかった場合に、知らずに届出を出さなかったために違反建築となってしまう恐れがある。区ではどのような周知を行なっているのか。

(都市計画課長)

- ・池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道では、すでに何件か外壁の改修工事の際に届出を出していただけている。基本的に、施工業者の方が工事前に区に確認を行なっているだけであり、その際に景観法の届出の対象行為や規模についても確認いただけている。

(委員)

- ・大きい規模の建物については届出が必要であることを認識しているが、届出規模を「高さ10m以上又は延べ面積300㎡以上」とした場合にほとんどのビルが対象となるので、そのような規模の建物を扱う際にも届出が必要になることについて、きちんとした周知が必要になると思う。
- ・また、調和を厳しくしすぎることによって、個性のないビルが建ち、まちに個性がなくなってしまうことを危惧している。

(都市計画課長)

- ・雑司が谷地域を景観形成特別地区に指定するのにあたって、届出規模を拡大しており、工事業者等にもきちんと周知を図っていく。基本的には、施工業者が許認可等の確認を行っているため、それらの業者に対して周知を図ることが必要となる。
- ・景観自体が定量的ではなく定性的なものであることから、景観形成にあたっては、画一的な色彩を求めるのではなく、様々な個性を尊重しながら、協議を重ねる中で良い景観をつくっていけるよう努める。

(会長)

- ・景観には多様性が担保されている必要がある。区としても、1つの色に染めていくようなことは考えていないと思う。まちの個性を高めていくような多様性が非常に大切だと考えている。

(委員)

- ・例えば、壁を紅白に塗りたいといったような要望があっても、協議を経て、最終的には地域との調和に協力していただけることになった場合に、行政側から何かしらの援助を行なうなど、景観づくりに協力する人に対するメリットがあれば教えていただきたい。

(都市計画課長)

- ・景観づくりに協力する人に何かインセンティブを与えるような仕組みはない。景観が優れていることは地域の価値の向上につながるため、地域の景観づくりに協力することは自身に跳ね返ってくるものとして、景観の配慮への理解を図っていきたいと考える。

(委員)

- ・例えば観光地では、街並みの統一に対して行政からの補助が出る事例もある。将来的に、そのような補助等の仕組みができて良いと思うが、考えてはいないのか。

(都市計画課長)

- ・地方の観光都市ではそのような取組みも行なわれているが、豊島区は非常に多様なまちであり、何か一つの方針に沿って景観を統一していくのではなく、多様性を生かしながら豊島区らしい景観をつくっていきたいと考えている。そのため、現時点では考えていない。

(会長)

- ・表彰規定については豊島区景観条例に記載してあるのか。

(都市計画課長)

- ・来年度以降に、区内から様々な景観資源を募集し、景観百選として選定する取組みを行なっていきたいと考えている。それにより、景観資源の掘り起こしなどを行なっていきたい。

(会長)

- ・直接的な補助ではなく、地域でムーブメントを高め、地域のみんなで、その果実を分け合えるような形になると良いと思う。

(委員)

- ・雑司が谷地域景観形成特別地区の屋外広告物に関する事項について、色彩の彩度の制限値が厳しく、藍色などの色彩が屋外広告物に使用できなくなっていることが問題だと思っている。しかし、その点に関しては、「江戸の趣が感じられる落ちついた色や素材を推奨する」との文言を記載することで落ちついた。
- ・下町の看板やのぼりには、鼠色や茶色、青色系の色彩が用いられていることが多く、それが賑わいにつながっている事例も見られる。豊島区においても、伝統的な街並みを守っていくことを考えるのであれば、伝統的な街並みに良く見られる色彩についても意識してもらいたいと考えている。

(会長)

- ・続いて報告3について、事務局より説明いただく。

報告3 豊島区景観形成ガイドライン屋外広告物編の策定について

(都市計画課長)

報告資料3-1、3-2について説明

(会長)

- ・ありがとうございます。
- ・報告3について意見・質問はあるか。

(委員)

- ・景観形成ガイドライン屋外広告物編の素案では、イラスト等が用いられており分かりやすい部分もあると思う。しかし、P17の広告物の文字に関する配慮事項のイメージでは、サービスの料金や電話番号などを明記している広告は良くないとされており、具体的に示しすぎているのではないかと感じた。看板等はこうして欲しいという暗黙の了解が、はっきりとしたイメージで伝わっており、看板にサービスの料金や電話番号を載せてはいけないと言っているのに近いように思う。

(都市計画課長)

- ・見やすい広告の文字の考え方を示しているもので、屋外広告物に使用する文字を細かくしすぎないことを推奨している。屋外広告物の届出があった際に、サービスの料金や電話番号を載せているものは許可しないということではない。あくまで、景観に配慮した屋外広告物の考え方を示しているものである。

(委員)

- ・まちを利用する側からは、見やすさも大事であるが、利用しやすさも大事である。例えば、広告を見てどんなお店なのかが分からなければ、賑わっていても人が誘導されてないと思う。利用しやすさの観点も踏まえて指導していただきたいと思う。
- ・実際にこのガイドラインを地域の商店街の人などに確認してもらおうと良いと思う。今の内容では反対意見も多いのではないと思う。

(都市計画課長)

- ・屋外広告物において利用しやすさも大事な観点だと考えている。届出の際の協議でも、利用しやすさも配慮し、より良い景観づくりに取り組んでいく。ガイドラインの内容等についても再度検討したい。

(委員)

- ・そもそも屋外広告物が景観上必要なものなのか、そうでないのか、そして屋外広告物が景観上必要のないものであれば、掲出されない方が良いのではないかと感じる。景観形成ガイドライン屋外広告物編では、豊島区の景観形成として、屋外広告物をどうしていきたいと考えているのか。
- ・広告物は目立たないとその意味をなさないと思っている。例えば、屋外広告物の色彩などを規制した場合に、広告を出す側にとってはデメリットが多くなってしまっているのではないかと感じる。景観を審査する際に屋外広告物に対して、どのようなことを求めているのか。そして、それは規制なのか、お願いなのか、どのようなレベルで行なわれるものなのか。

(都市計画課長)

- ・豊島区景観計画のP137からが屋外広告物の表示等に関する内容となっている。P139で屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方を示しており、具体的な色彩等を制限する内容とはなっていない。今回、雑司が谷地域を景観形成特別地区に指定するにあたっては、色彩について彩度の制限を設け、趣のある地域に根ざした色を使用してもらいたいと考えている。また、色彩を制限することについても、単色に制限するわけではなく、様々な色相を使用することが可能となっている。
- ・一般地域においては、そのような色彩の制限はなく、あくまで配慮してもらいたい考え方を示している。P139に示した基本的な考え方をより分かりやすく補強しているものが、景観形成ガイドライン屋外広告物編となっている。

(委員)

- ・景観形成ガイドライン屋外広告物編は、景観形成特別地区に指定された地域について説明しているもので、その他の地域には関係のないものであるのか。

(都市計画課長)

- ・景観形成ガイドライン屋外広告物編では、区内全体において配慮してもらいたい考え方を示している。屋外広告物を掲出する際に参考にしてほしい内容であり、実際に記載してある内容に規制を設けるものではない。

(委員)

- ・広告物にはある程度の自由が必要だと考えている。豊島区では、駅前のビルが一社あるいは関係会社のみで構成されており、うまく景観が守られている。しかし、ビルが複数のテナントに売却された駅前では、垂れ幕や窓面広告など、それぞれの飲食店が自由に広告を掲出し、駅前の景観をとんでもないものにしてしまっている。そのような景観には人を集める効果がなく、誰もビルを建てたくないような場所になってしまう。豊島区の主要な駅前では、いくつかのデパートなどが頑張っており、グリーン大通りでも一社一棟のビル所有が昔から続いているため、良好な景観が保たれている。今後もそれが続く保障はなく、良好な景観を守るためには、一定の規制が必要になってくる。
- ・看板の規制はサイズに関するところも大きく、例えば、グリーン大通りで壁面に、赤色のような彩度の高い色で6mから10m程度の大きな看板を貼られると、オープンカフェを行なっても、落ち着かないような空間になってしまう。
- ・また、看板等の文字についても、文字がたくさん書かれているものは、文字を読むために立ち止まる人によって交通渋滞が起きるような危険性もある。景観と言いつつも、歩行者などの安全も考慮しながら、良好な商業地区の形成をめざしていくものと考えていただくと思う。
- ・色については、近年の技術の進歩により、資料の中の色見本より2倍程度の彩度も印刷

することが可能となっている。目立つことだけを考えてしまうと、目が疲れてしまうような高彩度の色を使ったり、視覚的な障害を引き起こす危険性もあるコントラストの高い配色を行うようになってしまうため、人間の生理的な安全性も踏まえた広告のデザインが必要である。

- ・照明についても、明るすぎる照明は人を興奮状態にさせる懸念がある。
- ・ラッピングバスの広告内容については、東京都の屋外広告物条例の中でも規制がされており、民間の東京屋外広告物協会でも自主審査の基準を設け、取り組んでいる。例えば、東京都屋外広告物協会の自主審査基準では、アニメーションで暴力シーンを流すなど、人に不快さを感じさせる可能性のある内容はいけないとしており、多くのバス会社がそれに協力している。そのような内容も踏まえて、ガイドラインが作成されていると考える。
- ・屋外広告物に対して、景観への配慮を求めることで、商売の邪魔をするという考え方はなく、みんなで人が集まる地域をつくることをめざすためのガイドラインという位置づけだと考えている。

(委員)

- ・屋外広告物の音の規制はどう考えているのか。

(都市計画課長)

- ・ラッピングバス等については、騒音規制法に基づき、70 デシベル以下などの音の大きさに対して基準が設けられている。音に関しては、景観としてではなく、環境面から規制が行われている。
- ・なお、道路上では、自動車等の走行により騒音の基準値をオーバーしている区間も多く、規制が難しいといった話を伺っている。

(委員)

- ・ラッピングバス等の路上で大きな音を出している広告だけでなく、壁面の広告についても、音楽が流れているものがあるが、広告物として一緒に規制することはできないのか。

(都市計画課長)

- ・音に関しては、公害の観点から音の大きさに対して基準が設けられているが、景観の規制と協同して取り組まれてはいない。

(委員)

- ・大型ビジョンは屋外広告物であるが、そこに流れる音楽に対しては広告物に当てはまらず、規制も行われたいとのことで、矛盾を感じる。

(会長)

- ・屋外広告物法自体が時代についていけなくなっている。近年増加しているデジタルサイネージ等では、映像だけでなく音も問題となっている。屋外という概念自体も、ガラス一枚内側に置かれることで屋内になってしまうという問題を抱えている。そういった内容については、全国的に議論が始まってきているところである。都が屋外広告物条例を、または、国が屋外広告物法をバージョンアップすることが必要になっていると思う。
- ・一方で、屋外広告物は賑わいの演出に対して効果がある。特に中国や韓国、日本などの漢字文化圏では、看板が好まれる。私はこれを筆の文化と呼んでいる。筆で文字を書く文化圏では、半紙一枚に大きな筆で文字を書き、広告を貼り出すことができた一方、ペンで文字を書く文化圏では、大きな文字を素人が書くことはできず、看板はプロの仕事であり、デザインされたものが掲出される傾向がある。看板が多く掲出されている風景は、漢字文化圏の特徴である。
- ・広告物で賑わいを演出している一番の先進地はニューヨークのタイムズスクエアである。ニューヨークは非常に屋外広告物規制が厳しくほとんど掲出は許されていないが、一部の地域のみ、屋外広告物の掲出を義務付け、タイムズスクエアの賑やかさをつくりだ

している。タイムズスクエアでは、オフィスビルの床のレンタル費よりも壁のレンタル費の方が高く、メリハリをつけることで広告の価値を高めている。日本では、まだメリハリが弱く、屋外広告物が自由に掲出できる環境である。その中で、景観形成特別地区に対しては、豊島区で一定の規制を設け、それ以外の地域については、「このような景観はどうですか」と参考を示し、景観の誘導を行なっていくと理解している。

(委員)

- ・どんなに良い建物を建てても看板によって台無しになってしまうことがある。
- ・明治通りに面する風俗店に対して、町会から看板の掲出を止めるように何度かお願いをしたが、最終的には弁護士が出てきて、看板を出してはいけないという法的な根拠がなく、また、町会の要請が営業妨害にあたると言われてしまった。細かい内容を規制するよりも、歓楽街以外の地域では、風俗店等の広告を掲出できないようにする規制や掲出する場合でも子どもの目に触れにくいように9m以上の位置に掲出するなどの高さの規制を設けることの方が重要だと思う。
- ・また、照明の点滅が激しいものについても掲出できないようにしていただきたい。

(都市計画課長)

- ・そのようなご意見は以前より伺っている。平成18年に同地区に地区計画を策定する際に、風俗店等の広告の掲出の規制を行いたいと区としても努力したが、グリーン大通りや明治通りの地区の全体には行なえず、一定の範囲のみでの規制となっている経緯がある。

(委員)

- ・今は、区役所跡地における開発などが進んでおり、今後、明治通りはより多くの人を通る道となる。新しいチャンスになるのではないかと思う。

(会長)

- ・新宿の歌舞伎町にできたゴジラも屋外広告物に該当する。東京都の条例により、地上より52m以上に屋外広告物を掲出することはできないが、初代ゴジラの身長が52mだったため、屋外広告物として掲出することができている。歌舞伎町では、ゴジラにより人の流れが変わって、子どもや女性も訪れるようになった。そのように、屋外広告物でまちの賑わいをつくることは可能だと思う。
- ・また、業界団体で屋外広告物の自主規制を行なっていく環境づくりも大切である。

(委員)

- ・素案のP8の「景観や地域に配慮した全国展開の外食チェーンの広告物」の写真があるが、これは、どういった点が良くなっていると読み取れば良いのか。

(都市計画課長)

- ・この大手外食チェーンの看板は、基本的には赤や黄色の色彩であるが、地域の景観に配慮した落ち着いた色彩を用いた事例である。

(委員)

- ・豊島区においても同様の配慮を求めると解釈して良いのか。

(都市計画課長)

- ・屋外広告物を掲出する際には、地域の特性を踏まえ、統一的で美しく落ち着いたものを推奨するというを示しており、その例として写真を掲載しているもので、この大手外食チェーンに白い看板を掲出してもらいたいということを示すものではない。

(委員)

- ・板橋区では、大手のコンビニチェーン店の看板の色彩が、本来のコーポレートカラーではなく、白とグレーなどの落ち着いた色になっていた。規制によって、そのような大手のチェーン店であっても地域の特性に配慮した色彩を用いてもらうという解釈で良いのか。

(都市計画課長)

- ・豊島区では、統一的な色彩として、何らかの色を指定している訳ではなく、使用する色

を規制してもいい。例えば、高彩度を用いた屋外広告物に対して、彩度を下げることなどを協議することで、良好な景観形成を図っていくものである。

(会長)

- ・大手のチェーン店などは柔軟な考え方になってきている。地域が景観まちづくりなどを進めている場合には、地域の意向に沿った店舗や広告物のデザインとすることで、店舗に訪れるお客さんが増えるといった効果もあり、地域の意向に協力してくれる場合も多くなっている。まずは、地域が一丸となって、地域のめざす景観の方向性を固めているとチェーン店などにも話がしやすくなると思う。

(委員)

- ・例えば、雑司が谷地域に新たに大手のコンビニチェーン店などが出店される場合には、素案のP8の事例などを示しながら、話し合いの中で「こうしたらどうか」といった意見を出し、個性を潰す形ではなく、少し地域に合わせてもらう形でより良い広告物を考えていく。

(委員)

- ・素案のP19の駅周辺の屋外広告物の配慮イメージについて、要素が細かく分かり難くなってしまう。また、置き看板が歩道状に出ている。
- ・素案のP23のバス停上屋の写真も色が反射して分かり難くなっている。

(都市計画課長)

- ・2月の部会報告時までには、イラストや写真等をより分かりやすい表現へ修整していく。

(委員)

- ・豊島区の新庁舎に入っているテナントに対して、景観に配慮したものとするよう伺ってみてはどうか。

(会長)

- ・社会実験として区役所庁舎内から始めてみることは重要な指摘かと思う。

(都市計画課長)

- ・相手に協議していく際に、こういったものにしてほしいというイメージがないと協議に応じてもらい難いところがある。そこから検討したいと考える。

(会長)

- ・緑と屋外広告物の関係については、まだ正解が出ていないものだと思う。豊島区役所発の緑をふんだんに使用した広告ができると、写真を撮りに訪れる人が増えると思う。
- ・その他に事務局から連絡等はあるか。

3. 閉会

(事務局)

- ・次回の第6回景観審議会は、3月28日の16時から予定しており、後日正式なご案内をお知らせする。

(会長)

- ・これにて第5回豊島区景観審議会を閉会とします。

以上